

○東京藝術大学再任用職員の給与の臨時特例に関する規則

〔平成24年6月29日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員の再任用に関する規則（以下「再任用規則」という。）に定める給与の特例を定めることを目的とする。

(給与の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、東京藝術大学職員就業規則第2条第3項及び第23条の規定に基づき再任用された職員に支給する給与について、再任用規則第12条及び第15条の規定にかかわらず、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第31号）附則第2項から第6項までの規定に準じ、取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。